

## 新型コロナウイルス感染症に対応した学校運営に関する留意点 (R2.8.3改訂版)

新型コロナウイルス感染症に対応した学校運営に当たっては、飛沫感染や接触感染、さらには近距離での会話への対策を今まで以上に取り入れた「新しい生活様式」を実践していく必要がある。

一人一人が日常生活の中で「新しい生活様式」を心がけることで、新型コロナウイルス感染症をはじめとする各種の感染症の拡大を防ぐことができることをしっかりと念頭に置いた上で、次の各事項について十分に留意されたい。

### 1 保健管理等に関すること

#### (1) 感染症対策について

##### ① 基本的な感染症対策の実施（児童生徒等及び教職員）

###### ○ 感染源を絶つこと

次の方法により、新型コロナウイルス感染症が疑われる症状がみられる児童生徒等については、自宅で休養させることを徹底すること。

教職員についても同様の対応とすること。

※ 新型コロナウイルス感染症が疑われる症状(R2.5.10時点)

- ・比較的軽い風邪の症状が続く
- ・息苦しさ、強いだるさ、高熱等のいずれかの症状がある

- ・毎朝、家庭で検温及び健康観察を実施し、記録する。

(例) 健康観察表の継続使用、生活記録ノートへの記入、担任による聞き取り等

- ・登校前に確認ができなかった児童生徒等については、登校後速やかに検温及び健康観察を実施し記録する。

###### ○ 感染経路を絶つこと

次の方法により、新型コロナウイルスの感染経路を絶つこと。

- ・手洗い用石鹼を使用した手洗いの徹底、及び必要に応じて手指消毒用エタノール等の使用（登校後、昼食の前後、校舎外から教室に入る時、トイレの後等）
- ・咳エチケット（咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえる）の徹底
- ・消毒用エタノールまたは次亜塩素酸ナトリウム消毒液等による定期的な清掃の

実施（ドアノブ、トイレの水栓、階段の手すり、スイッチ等多くの児童生徒等が触れる場所や共用の教材、教具、情報機器など）

※次亜塩素酸ナトリウム消毒液は、児童生徒等には扱わせない。

- ・来校者の把握及び、感染症対策の協力依頼（来校者名簿の記入、マスクの着用、手洗い・手指消毒の徹底等）

## ○抵抗力を高めること

十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心がけ、免疫力を高めるために生活習慣を整えるよう指導すること。

## ②集団感染のリスクへの対応

新型コロナウィルス感染症対策専門家会議による集団感染リスクの高まる3条件

- ・密閉空間であり換気が悪い（密閉）
- ・手の届く距離に多くの人がいる（密集）
- ・近距離での会話や発声がある（密接）

実際の学校での教育活動において、上記の3つの条件（3つの密）が重なる場及び感染拡大の契機となりうる場としては、教室での授業以外にも以下のようなものが考えられ、その実施に当たっては、感染防止のための実施方法の工夫が必要であること。

- (例)
- ・児童生徒等が一堂に会する集会
  - ・保護者等を対象とした授業参観
  - ・集会や給食時等の行列
  - ・P T A 総会や保護者説明会
  - ・家庭訪問や個人面談
  - ・屋内での運動会練習
  - ・文化祭や学習発表会 等

## ○換気の徹底

教室等のこまめな換気を実施すること。例えば、授業中は教室を閉め切らず、片側の窓・出入口を開けておく等の対応を実施し、休み時間中には2方向の窓を同時に開ける等、積極的な換気を実施すること。その際、衣服等による温度調節にも配慮すること。空調使用時においても、30分に1回以上、数分間程度、窓を全開すること。

## ○マスクの着用

学校教育活動においては、近距離での会話や発声等が必要な場面も生じうることから、飛沫を飛ばさないよう、児童生徒等及び教職員は、基本的には常時マスクを着用することが望ましい。ただし、十分な身体的距離が確保できる場合や熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断される場合にはマスクを外すなど、活動の態様や児童生徒等の様子を踏まえ、現場で臨機応変に対応すること。

## ○昼食等の飲食時について

昼食等の飲食時については、食事前の手洗いを徹底し、喫食時は飛沫を飛ばさ

ないよう、席を斜めに配置をする、静かに昼食を食べる等の指導を行うこと。  
食堂の利用についても、同様の対応を行うこと。

## (2)出席停止及び臨時休業等の扱いについて

### ①児童生徒等が感染した場合

児童生徒本人	臨時休業措置	臨時休業の期間及び規模等
出席停止 ○期間 開始日 感染の判明した日 ※ただし、判明前から症状があり欠席していた場合は最終登校日の翌日から 終了日 治癒するまで (医師等が登校を許可した日の前日まで)	直ちに臨時休業とする。 ※感染が判明した時点から直ちに休業とし、在校時は児童生徒等の安全に配慮し、速やかに下校措置を講ずる。	校長は所管の保健所及び学校医、教育委員会等と相談の上、次に挙げる項目について総合的に判断し、決定する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染者の学校内における活動の態様</li> <li>・接触者の多寡</li> <li>・地域における感染拡大の状況</li> <li>・感染経路の明否 等</li> </ul>

### ②児童生徒等が濃厚接触者に特定された場合

児童生徒本人	臨時休業措置	臨時休業の期間及び規模等
出席停止 ○期間 開始日 濃厚接触者と特定された日 終了日 感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して14日目 ※期間中に「陽性」と判明した場合は①の対応	校長が所管の保健所、学校医、教育委員会と相談し判断	A. 検査結果が「陽性」と判明した場合 「①児童生徒等が感染した場合」と同様 -----           B. 検査結果が「陰性」と判明した場合 校長は所管の保健所及び学校医、教育委員会と相談の上、臨時休業の期間・規模について判断する。

**③児童生徒等の同居する家族が感染した場合**

児童生徒本人	臨時休業措置	臨時休業の期間及び規模
出席停止 ○期間 開始日 同居する家族の感染 が判明した日  終了日 感染者と最後に接触 をした日の翌日から 起算して14日目 ※期間中に「陽性」と判明 した場合は①の対応	校長が所管の保 健所、学校医、 教育委員会と相 談し判断	「②児童生徒等が濃厚接触者に特定され た場合」と同様  ※同居家族の感染が判明した場合、児童生 徒等は「濃厚接触者」扱いとする。

**④児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が疑われる症状が見られる場合**

「出席停止」とすることができる。

**⑤同居の家族に新型コロナウイルス感染症が疑われる症状が見られる場合**

感染がまん延している地域においては、「出席停止」とする。

**⑥児童生徒等又は同居の家族がPCR検査を受ける場合**

「出席停止」とすることができる。

**⑦保護者等から、学校を休ませたいと相談された場合**

「出席停止」とすることができる。

○保護者から欠席させたい事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策について十分説明するとともに、学校運営の方針について理解を得るよう努めること。その上で、感染経路の分からない患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合には「出席停止」として扱うことができる。  
その期間については、校長が決定する。

**【留意事項】**

- ア. ①～⑦の場合、児童生徒等の指導要録は、「出席停止・忌引等の日数」として記録すること。

イ. ①～③が発生した、又は児童生徒等がPCR検査を実施した場合、県立学校は直接、市町村立学校は市町村教育委員会を通じて、県教育委員会体育学校安全課に報告すること。【別添資料①「新型コロナウイルス感染症報告」に沿って電話で報告。ファクシミリ不可】

平日連絡先 体育学校安全課 088-621-3171

休日夜間連絡先（上記連絡先に連絡がつかない場合）

徳島県庁衛視室 088-621-2057

※体育学校安全課から、折り返し電話をさせていただきます。

ウ. 臨時休業を実施する場合

・所管の保健所及び県教育委員会体育学校安全課（市町村立学校は市町村教育委員会を通じて）へ電話連絡すること。

【別添資料②「感染症による臨時休業速報」に沿って電話で報告。その後、改めてファクシミリ及び文書報告】

・当該校は保護者に対して、感染等の状況、休業の期間、留意事項及び問合せ先をメールや通知などにおいて、速やかに連絡すること。

【参考：別添資料③「新型コロナウイルス感染症にかかる対応について】

エ. 保護者説明会や通知文を含め、情報公開については、いじめや差別につながらないよう、保健所や教育委員会と協議の上、慎重に決定すること。

オ. 教職員の勤務の扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に関する休暇等の取扱いについて」（令和2年4月1日付け教政第2号・教教第9号）を参照すること。

なお、学校の全部又は一部を休業する場合においては、在宅勤務や時差出勤のほか、管理職を含む教職員がローテーションで出勤するなどの自身の健康にも配慮する勤務形態の工夫を可能な範囲内で行いつつも、児童生徒等の学習指導や心のケア等を家庭任せにすることなく、必要な業務を確実に継続すること。

【学校保健安全法】

第十九条

校長は、感染症にかかるており、かかるている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

第二十条

学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

【徳島県立学校規則】

第八条

5 校長は、感染症の発生、非常変災その他急迫の事情があるときは、生徒等の一部又は全部に対する授業を臨時に行わないことができる。この場合においては、次

の事項を直ちに委員会に報告しなければならない。

- 一 授業を行わない期間、学級及び生徒等の数
- 二 非常変災その他急迫の事情の概要
- 三 臨時に授業を行わないことを必要と認める事由

### (3) 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等について

#### ①登校の判断

医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等（以下、「医療的ケア児」という。）や基礎疾患等のある児童生徒等についての登校の判断に際しては、以下を踏まえること。

- ・医療的ケア児の中には、呼吸の障がいを持ち、気管切開や人工呼吸器を使用する者も多く、重症化リスクが高いことを考慮する。
- ・医療的ケア児が在籍する学校においては、地域の感染状況を踏まえて判断する。
- ・主治医や学校医に相談の上、医療的ケア児の状態等に基づき個別に判断する。
- ・基礎疾患等により重症化するリスクが高い児童生徒(注)についても、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、判断する。

#### (注)重症化のリスクが高い児童生徒

- ・糖尿病、心不全、呼吸器疾患の基礎疾患がある。
- ・透析を受けている。
- ・免疫抑制剤や抗がん剤を用いている。

なお、これらにより、登校すべきでないと判断された場合の出欠の扱いについては、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができる。この場合、指導要録上は、「出席停止・忌引等の日数」として記録すること。

併せて、医療的ケア児の登校に当たっては、事前に受入れ体制などを学校医等に相談すること。

このほか、特別支援学校等における障がいのある児童生徒等については、指導の際に接触が避けられなかつたり、多くの児童生徒等がスクールバス等で一斉に登校したりすることもあることから、こうした事情や、児童生徒等の障がいの種類や程度等を踏まえ、適切に対応すること。

#### ②学校教育活動における感染対策

医療的ケア児等と接する機会のある教職員においては、当面の間、以下を踏まえて一層の感染対策を行うこと。

- ・自身の発熱等の風邪症状の確認を徹底する。
- ・感染リスクの高い場所に行く機会を減らす。

また、校外活動等に際しては、感染リスクを下げるため、以下に注意すること。

- ・共有の物品がある場所や不特定多数の人がいる場所の利用を避ける。

#### (4) 海外から帰国した児童生徒等への対応について

海外から帰国した児童生徒等については、政府の水際対策（※）の取組として、一定期間自宅等での待機の要請の対象となっている者は、当該待機の期間を経てすることを確認した上で、健康状態に問題がなければ登校させて構わない。

また、学校保健安全法第19条による出席停止の指示等を行った場合においては、当該児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、必要な措置を講じること等にも配慮すること。

（※）水際対策の抜本的強化に関するQ&A（厚生労働省ホームページ）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/covid19\\_qa\\_kanrenkigyou\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19_qa_kanrenkigyou_00001.html)

#### (5) 児童生徒等の生活習慣への配慮について

児童生徒等の運動不足に伴う肥満、動画・SNS・ゲーム等の使用時間の大幅な増加、食事や睡眠などの生活習慣の乱れから生じる体調不良を訴える児童生徒等の増加が懸念されることから、次のことに留意すること。

- ・担任、養護教諭を中心に児童生徒等のきめ細かな健康観察を行うこと。
- ・学校の課題を明らかにし、「生活習慣改善プロジェクト」、「体力アップ100日作戦」及び「健康力アップ30日作戦」などに取り組み、全教職員共通理解のもと、運動習慣の定着や個々の健康課題に向けた取組を行うこと。
- ・学校と家庭の役割を明確にし、学校だよりや保健だよりなどを通して情報を共有しながら、家庭と連携して基本的な生活習慣を身に付けさせること。

#### (6) 心のケアについて

次のことに留意し、組織的に対応すること。

- ・学級担任や学年担当、養護教諭等を中心に全ての教職員によるきめ細かな健康観察やアンケート等から、全ての児童生徒等の状況を把握すること。
- ・学校生活の様子が気になる児童生徒等については、保護者との連絡を密にし、心身の状況等を的確に把握すること。
- ・児童生徒等からの相談希望や心のケアが必要な場合は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる支援等、適切に対応すること。
- ・早急な対応が必要な事案については、人権教育課いじめ問題等対策室に連絡し、スクールカウンセラーの派遣要請を行うこと。（電話088-621-3143）
- ・スクールカウンセラー等による相談を実施する際には、相談室内の座席の配置やマスクの着用、相談室の換気を定期的に行う等、感染予防に十分配慮すること。
- ・教育相談窓口の周知を徹底し、児童生徒等がストレスや不安、悩みを抱えることがないよう支援すること。

#### 〈主な相談窓口〉

○24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310（なやみ言おう）

○児童相談所全国共通ダイヤル 189（いちはやく）

対象者：全ての児童生徒 24時間 通話料無料

○SNSを活用した「とくしま『生徒の心の相談』2020」

対象者：県内の公立中学校・高等学校・中等教育学校及び特別支援学校の  
中学部・高等部の生徒

右記のQRコードで友だち登録するとLINE上で相談可能

開設期間：令和3年3月24日（水）まで

受付時間：午後6時から午後9時まで



#### （7）いじめや偏見、差別について

感染者、濃厚接触者、医療従事者や社会機能の維持にあたる人、海外から帰国した人、県外から来た人とその家族、外国人等に対する新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見、差別につながるような行為（日常生活での「冷やかし」や「からかい」等も含む）は、断じて許されないものである。新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、例えば、事情によりマスクをしていない、咳をしている、登校時における検温で熱がある、医師の指示等により出席を控えているなどの児童生徒等へのいじめや偏見、差別の防止の徹底に努めること。学校内で差別事件・差別事象が発生した場合は、速やかに所管の教育委員会へ連絡すること。

なお、医療従事者や社会機能の維持にあたる人を家族にもつ児童生徒等を、医学的な根拠なく自宅待機とするような措置をとることは不適切であり、あってはならない。

#### （8）虐待対応について

新型コロナウイルス感染症への対応により、家庭内の環境が変化する中で、児童生徒等や保護者それぞれのストレスの高まり等によって、虐待の発生が懸念される。学校関係者は虐待を把握しやすい立場にあることから、これまで以上に児童生徒等の観察やアンケート等、保護者との連携を密にし、虐待の予防や早期発見・早期対応に努めること。児童生徒等の観察については、「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（文部科学省 令和元年5月）の「虐待リスクのチェックリスト」を参考にし、虐待が疑われる事案については、同手引きに沿って市町村や児童相談所等への通告・情報提供を速やかに行うこと。また、（6）〈主な相談窓口〉を保護者や児童生徒等に周知すること。

## 2 学習指導に関すること

### (1) 各教科等の指導における感染症対策等に関すること

各教科等の指導においても、1(1)に示す感染症対策を講じるとともに、それでもなお感染の可能性が高い一部の実技指導などにおいては、指導の順序の変更の工夫などが考えられること。

＜教科等の指導に関する工夫例＞

- 実験・実習を実施する場合は、実習室等の換気を徹底するとともに、手洗いの励行、マスクの着用、器具及び作業台等の消毒の実施等、感染防止に努めること。特に、家庭科、技術・家庭科における調理等の実習は、その特性に鑑み、適切かつ十分な感染症対策を講じること。
- 大人数による集団が密集する運動や競技を避け、少人数やグループ分けでの活動を行うこと。
- 近距離での会話や大声での発声ができるだけ控え、児童生徒同士や教師との接触が少ない活動や、間隔を空けて、運動スペースを確保すること。
- 体育の授業におけるマスクの着用の必要はないが、感染リスクを避けるためには、児童生徒の間隔を十分に確保するなどの対応をすること。
- 歌唱の必要がある場合は、マスクを着用し、多目的ホール等の広い部屋で、間隔を空けて活動すること。
- 特別教室（音楽教室）にある楽器等は、間接的な接触を避けるため、児童生徒で共有しないなどの工夫を行うこと。どうしても必要がある場合は、楽器に影響がない方法で除菌をすること。
- I C Tを活用し実験や取組の様子をモニタに写すなどして、生徒が密集しないように配慮すること。
- 児童会（生徒会）活動、クラブ活動について、それぞれの目標や必要性を確認して年間指導計画等の諸計画を見直すとともに、感染症対策を講じながら、児童生徒や学校の実態に応じて創意工夫して実施すること。

### (2) 一斉臨時休業に伴う学習の遅れについて

今般の一斉臨時休業に伴い、児童生徒が授業を十分に受けることができなかつたことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り、令和2年度の教育課程内での補充のための授業や教育課程に位置付けない補習を実施すること、追加の家庭学習を適切に課すこと等の必要な措置を講じるなど配慮すること。その際、家庭学習の支援方策の一つとして、文部科学省の「子供の学び応援サイト」「とくしま まなびのサポート」等を活用すること。

特に、令和元年度の学習内容について一斉臨時休業により未指導となった事項があるなどの場合には、必要な措置を講じるなど十分に配慮すること。

また、中学校に進学した生徒に関しては、小学校での未修了の内容について、小学校と中学校が学習状況を共有するとともに連携をとって、補充や個別指導の支援を行うなど、新しい環境での生活や学習の不安、つまずきとならないよう配慮すること。

特別支援学校等においては、児童生徒の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等、学校の臨時休業等の状況等を十分踏まえ、個別の指導計画等の精査や見直しを行うこと。

### (3) 長期休業期間の短縮、土曜授業等（授業時数の確保）について

令和2年度の教育課程内で補充のための授業を行う場合は、児童生徒の学習状況や教職員の勤務状況を十分に配慮した上で、授業時数を確保するために、長期休業期間の短縮、土曜授業等について考慮すること。なお、次の点に留意すること。

- ・長期休業期間を短縮したり土曜日に授業を行ったりすることは可能である（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第61条等）。その際、児童生徒の負担が過重とならないように配慮するとともに、各学校の指導体制に見合った授業日数・授業時数となっているかなど、配慮すること。また、週休日である土曜日に授業を行う場合には、教職員の勤務日及び勤務時間について、適切に振り替えを行うことが必要であり、当該勤務日を起算日として4週間前の日から16週間後の日までの期間に振り替えを行い、計画的に対応することが望ましい。

## 3 学校行事の実施に関するこ

学校行事は、学校生活に潤いや秩序と変化を与えてやることであり、それぞれの行事の意義や必要性を確認しつつ、年間を見通して実施すべき学校行事を検討すること。実施に当たっては、開催する時期、場所や時間、開催方法等について十分配慮すること。

また、海外への修学旅行や研修旅行を計画している場合や、海外の学校との相互訪問による交流で本年度受入れを計画している場合は、諸外国における新型コロナウィルス感染症の状況、日本からの渡航者・日本人に対する入国制限措置及び入国・入域後の行動制限の状況、海外から日本に帰国する際の我が国の水際対策としての検疫体制の強化等の状況を踏まえ、外務省及び厚生労働省のホームページ等により情報収集を行った上で、慎重に検討すること。その際は、事前に教育委員会と協議すること。なお、電子メールやT V会議等による代替の交流の実施も検討すること。

## 4 部活動に関するこ

部活動の実施に当たっては、生徒の健康・安全を第一に考慮すること。また、部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であるが、生徒だけに任

せるのではなく、教師や部活動指導員等が部活動の実施状況を把握し、次のとおり感染症対策を徹底すること。また、学校の全部を休業とする場合は、部活動は自粛する。

### ○活動前

- ・生徒の身体状況など厳重な健康確認の上、発熱や咳などの風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導すること。
- ・消毒液を設置し、生徒が手を触れる箇所や用具等の消毒を行うとともに、生徒に手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底させること。
- ・部室等の利用に当たっては、短時間の利用としたり一斉に利用しないなどに留意するよう指導すること。

### ○活動時

- ・臨時休業により、長期間活動していないことを踏まえ、生徒の心身の状況に配慮し、短時間での練習からスタートする等、過度な負担とならないように活動すること。
- ・部活動の実施に当たっては、地域の感染状況等も踏まえ、3月9日の専門家会議で示されている3つの条件（3つの密）が重ならないよう、競技や活動の特性を踏まえ、実施内容や方法を工夫すること。
- ・体育館や音楽室、部室等を利用する際は、密閉空間としないために、その場所のドアを広く開け、こまめな換気や消毒液の使用など、感染拡大防止のための防護措置等を実施すること。
- ・大人数による集団での活動を避け、少人数やグループ分けでの活動を行うこと。
- ・生徒が密集する活動や、生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動については、地域の感染状況等を踏まえ、安全な実施が困難である場合、当面の間、密集せずに距離を取って行うことができる活動に替えるなどの工夫をすること。
- ・合唱や楽器演奏等、室内での活動では、上記のような感染症対策について、特に十分注意すること。
- ・生徒同士や指導者との接触が少ない活動を工夫すること。
- ・部活動で使用する用具等については、使用前に消毒を行うとともに、生徒間で不必要に使い回しをしないこと。

### ○活動後

- ・生徒に、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底させるとともに、手を触れた箇所や用具等の消毒を行うこと。
- ・生徒の身体状況など厳重な健康確認の上、しっかりと休養を取るよう指導すること。

また、県内における対外試合、合同練習、演奏会・発表会及び大会への参加については、地域の感染状況や、拡がり等を踏まえ、感染防止対策を徹底した上で、適切に対応すること。

なお、県外遠征等の実施については、最新の県教育委員会の通知等を踏まえること。

## 5 学校安全の確保に関すること

### (1) 熱中症事故の防止について

児童生徒の学習の遅れを補うため、夏季休業期間を短縮したり、夏季休業期間中に登校日を設けたりする場合には、児童生徒等の健康確保に向けた取組に一層留意し、適切な水分補給や処置を行うことができる環境の整備について万全を期すこと。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、学校教育活動においては、児童生徒等及び教職員は、基本的には常時マスクを着用することが望ましいと考えられるが、気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、換気や児童生徒等の間に十分な距離を保つなどの配慮をした上で、マスクを外すよう対応すること。なお、体育の授業及び運動部活動におけるマスク着用の必要はないが、感染リスクを避けるためには、児童生徒の間隔を十分に確保するなどの対応をすること。

### (2) 登下校時の安全確保について

児童生徒の登下校時の安全確保については、児童生徒に対して交通安全や防犯の観点も踏まえた安全指導を行うことや、地域と連携した見守り活動の実施等に取り組むことが重要であること。

特に、感染症対策のため分散登校を実施する場合には、児童生徒が通学路を一人で登下校するといったことも想定されるので、安全確保については特段の注意をする必要があること。

また、登下校時の安全確保については、教育委員会・学校と警察や自治体の交通安全担当部署、PTAや保護者、地域のボランティア等との連携が重要であり、スクールガード・リーダーなどの見守りの専門家も活用することが考えられること。

公共交通機関を利用する場合には、マスクを着用する、降車後（または学校到着後）は速やかに手を洗う、顔をできるだけ触らない、触った場合は顔を洗うなどして、接触感染対策などの基本的対策を徹底するよう指導するほか、できるだけ乗客が少ない時間帯に利用できるようにするなど配慮すること。

スクールバスを利用するに当たっては、次のとおり指導及び配慮すること。

- ・利用者の状況に配慮しつつ、定期的に窓を開け換気を行うこと。
- ・乗車前に、家庭において検温し、発熱が認められる者は乗車を見合わせること。
- ・可能な範囲で運行方法の工夫等により過密乗車を避けること。
- ・利用者は座席の間隔を空けて座り、それが難しい場合には、会話を控えることや

マスクの着用について徹底すること。

- ・利用者に手洗いや咳エチケットの実施等を徹底すること。
- ・多くの利用者が触れる手すり等を消毒すること。

## 6 学校給食に関すること

### (1) 学校給食調理場

- 「学校給食衛生管理基準」に基づき作業を行うこと。特に、以下の点を徹底すること。
  - ・専用で清潔な調理衣、エプロン、マスク、帽子、履物等を着用すること。
  - ・「学校給食における標準的な手洗いマニュアル」「学校給食における作業中の手洗いマニュアル」に従って、適切に手指の洗浄と消毒を行うこと。
  - ・毎日学校給食従事者の健康状態を個人別に記録し、保存すること。
- 学校給食従事者に発熱等の風邪の症状が見られる場合は、自宅待機とすること。

### (2) 学校

- 給食当番はもとより、児童生徒全員が食事前の手洗いを徹底すること。
  - ・手洗い場に手洗いの手順を表示したり、手洗いソングを活用したりするなど、発達段階に応じた手洗い指導を行うこと。
  - ・清潔なタオル・ハンカチやペーパータオルで拭き取ること。
- 配食を行う児童生徒及び教職員は、給食当番チェックリストに基づき給食当番活動が可能であるか毎日点検し、適切でないと認められる場合は給食当番を交代するなどの対応をとること。  
＜給食当番チェックリスト＞（「定期及び日常の衛生検査の点検票」より）
  - 下痢をしている者はいない。
  - 発熱、腹痛、嘔吐をしている者はいない。
  - 衛生的な服装をしている。
  - 手指は確実に洗浄した。
- 配膳前に、配膳台や児童生徒の机上を衛生的な布巾で拭くこと。
- 配膳前・配膳中は児童生徒は静かに着席して待つよう指導すること。
- 会食に当たっては、飛沫を飛ばさないよう、前を向いて静かに食べるなどの対応を考えること。
  - ・音楽を流したり、食育につながる内容の放送を行ったりするなど、会話はなくとも楽しい雰囲気になるよう配慮すること。

## 7 教職員の出勤等の服務について

- 教職員は、健康観察表を活用し、検温や体調確認を継続的に行うとともに、発熱

や咳などの風邪の症状がみられる場合には、無理な勤務により感染源となることのないよう、躊躇することなく休暇等を取得すること。

- 休暇等の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に関する休暇等の取扱いについて（通知）」（令和2年4月1日付け教政第2号・教教第9号）のとおりとする。
- 職員室等における勤務については、可能な限り他者との間隔を確保（おおむね1～2メートル）し、会話の際は、できるだけ真正面を避けること。職員室内で十分なスペースを確保できない場合は、空き教室を活用した学校内での分散勤務等を検討すること。
- 職員会議等を行う際は、最少の人数にしほることや、換気をしつつ広い部屋で行うこと等の工夫を行うとともに、オンライン会議システム等を活用すること。
- 感染予防のため、公共交通機関で通勤している教職員が、人混みの多い時間帯を避けて出勤できるよう、「時差出勤」を可能な範囲で推進すること。
- 県外の緊急事態宣言対象地域への出張は原則禁止とし、対象外地域も含め県外への出張・旅行を行う場合は、出張・旅行前に、管理職と必要性や緊急性について相談すること。
- 海外から帰国し、政府の水際対策の取組として一定期間自宅等での待機要請の対象となっている者は、当該待機期間を経るまでの自宅待機とともに、県外の緊急事態宣言対象地域での滞在者は、原則として滞在最終日の翌日から14日間の自宅等での待機とする。この間、原則として在宅勤務とすること。（在宅勤務の実施に当たっては「新型コロナウイルス感染症まん延防止のための教員の在宅勤務の試行的実施について（通知）」（令和2年4月20日付け教教第67号）を踏まえること。）
- 不特定多数が訪れる場所や混雑する店舗といった感染の危険性が高い場所は回避すること。

## 8 放課後児童クラブ、放課後等デイサービスのための学校の教室等の活用等に関すること

放課後児童クラブ、放課後等デイサービスにおいては、密集性を回避し感染を防止する観点等から、一定のスペースを確保することが必要である。

このため、教室、図書館、体育館、校庭等が利用可能である場合は、国庫補助を受けて整備した学校施設を使用する場合であっても財産処分には該当せず、手続は不要であり、積極的に学校施設の活用を推進すること。

また、放課後等デイサービスについて、放課後等デイサービス事業所が学校施設を活用してサービスを提供した場合でも、当面の間、報酬を請求することを認めるので、教室、図書館、体育館、校庭等が利用可能である場合は、積極的に施設の活用を推進すること。

なお、地域住民や様々な地域人材の参画を得て行う「放課後子供教室」の活用も可能であること。

## 9 その他

### (1) 県立高等学校における授業料等の修学支援に関すること

新型コロナウイルス感染症の影響等により、生徒等の学資を負担している者の状況が変化し、授業料、受講料等の学納金の納付が困難な者に対して、高校生等に対する修学支援に関する各制度の内容や問い合わせ先を改めて生徒・保護者等に周知するなど、生徒・保護者等の相談に対して丁寧な対応を行うこと。

年度の途中で家計が急変した高校生等に対する修学支援として、「奨学のための給付金」を拡充しており、また、授業料減免及び徳島県奨学金の緊急採用は、随時受付を行っている。学校においてこれらの支援制度の周知を十分行うとともに、支援が必要な生徒が申請手続きを行えるよう配慮すること。

なお、修学支援に関する事務取扱等の詳細については、次の文書を参照すること。

「令和2年度徳島県奨学のための給付金の案内等について（送付）」

令和2年6月1日付け教グ課第182号

「新型コロナウイルス感染症の影響による高校生等への修学支援に係る事務の取扱いについて」

令和2年3月27日付け事務連絡

また、県ホームページに、「高校生等への修学支援制度について」を掲載しているので適宜活用すること。

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kyoiku/gakkokyoku/5036678/>



### (2) 総合寄宿舎等に関すること

総合寄宿舎、高等学校の単独寮及び特別支援学校の寄宿舎における感染症対策については、関連する最新の県教育委員会の通知等を踏まえて適切に対応すること。